

第 6 セクターによる
三股町交流拠点施設整備事業

【基本契約書】
（案）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 本契約は、三股町交流拠点施設整備事業（以下「本事業」という。）の実施に関して、三股町長 木佐貫辰生（以下「甲」という。）とパートナーシップ協定を締結したまちづくり合同会社みまた 社長 廣瀬 吉廣（以下「乙」という。）と公募型プロポーザル方式により選定された優先交渉権者（〇〇を代表事業者、△△及び□□を構成事業者）（以下「丙」と総称する。）とが相互に連携することを確認し、商業交流施設を除く三股町交流拠点施設（以下「本公共施設」という。）の設計、建設、運営及び維持管理業務について、町が別途定めた提示条件等によるほか、本事業の円滑な実施に必要となる基本的な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 本契約において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 「本事業」：三股町交流拠点施設整備事業基本計画（令和 3 年 11 月策定）において、三股の暮らしの魅力を高めるため、「学び」、「子ども子育て」、「健康づくり」及び「買い物と食」の 4 つの機能を導入した新しい拠点として交流拠点施設の整備・管理運営を実施する事業をいう。
- (2) 「募集事業」：三股町交流拠点施設全体（以下「本施設」という。）の基本設計、第 1 段階における実施設計、建設、工事監理、運営、維持管理及び運営プロマネに係る事業をいう。ただし、商業交流施設に係る各種業務は、事業者の費用負担で行う。
- (3) 「本公共施設」：本事業において整備する本施設のうち、商業交流施設を除き第 1 段階及び第 2 段階により段階的に整備を行う公の施設をいう。
- (4) 「提示条件等」：本事業の実施にあたり町が定めた「第 6 セクターによる三股町交流拠点施設整備事業【事業実施及び事業者募集等に関する方針】」、「第 6 セクターによる三股町交流拠点施設整備事業【要求水準書】」及び「第 6 セクターによる三股町交流拠点施設整備事業【事業者選定基準】」を総称していう。
- (5) 「契約・協定等」：募集事業の実施に関し、それぞれの業務遂行にあたり町との間で締結されることが予定されている設計プロジェクトマネジメント業務契約、設計施工一括契約及び指定管理基本協定のことをいう。
- (6) 「設計プロマネ」：募集事業の実施について、設計及び建設期間中において、公募型プロポーザル方式により選定された優先交渉権者間の意見調整等を行う業務をいう。なお、供用開始準備業務も含む。
- (7) 「設計」：本施設全体の基本設計、本公共施設のうち第 1 段階にかかる実施設計をいう。
- (8) 「設計施工等共同企業体」：公募型プロポーザル方式により選定された事業者のうち、設計及び工事監理を担当する事業者及び建設を担当する事業者において、設計施工一括契約を締結するにあたり、共同に連帯して設計、工事監理及び建設業務を請け負うために組成された組織体をいう。
- (9) 「指定管理共同事業体」：募集事業において、本公共施設の供用開始後は、指定管理者制度に基づく管理運営を予定しており、提示条件等により町が指定する相手方として予定している、まちづくり合同会社みまた及び公募型プロポーザル方式により選定された運営事業者により組織された事業体をいう。
- (10) 「運営プロマネ」：指定管理期間中において、公募型プロポーザル方式により選定された運営事業者と適切な連携による意見調整等を行い、あわせてセルフモニタリング業務の実施により、甲とのパートナーとして募集事業を

安定的かつ継続的な公共サービス提供に寄与することを目的として実施されるプロジェクトマネジメント業務をいう。

（基本合意）

- 第3条 甲、乙及び丙は、提示条件等を遵守のうえ、次の各号に掲げるもののほか本契約に基づき、それぞれの義務を誠実に履行し、相互に協力して募集事業の円滑な推進に努めるものとする。また、乙及び丙は、本契約に基づく又は本契約に関する甲への申し入れ、協議その他連絡等は、乙を通じて行うものとする。また甲は、本契約に基づく又は本契約に関する乙及び丙への申し入れ、協議その他の連絡等は、乙に対してのみ行えば、乙及び丙に対してなされたものとみなされるものとする。
- (1) 甲は、設計及び建設期間中における設計プロマネを乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。
 - (2) 甲は、丙のうち設計及び工事監理を担当する事業者及び建設を担当する事業者（以下「設計建設事業者」という。）で組成される設計施工等共同企業体に対し、提示条件等に掲げる設計及び建設業務を一括して請け負わせるものとし、設計建設事業者はこれを請け負うものとする。
 - (3) 設計建設事業者及び丙の構成員のうち運営を担当する事業者（以下「運営事業者」という。）は、第1号により乙が設計プロマネを受託した後、乙により設計協議会が設置された場合、乙、設計建設事業者及び運営事業者は連携協力し、募集事業における事業目的の達成に向けた協議を誠実に行うものとする。
 - (4) 甲は、提示条件等に掲げる運営プロマネ、運営及び維持管理業務（以下「指定管理業務」という。）に関し、乙及び運営事業者とで組成される指定管理共同事業体と指定管理基本協定を締結後、速やかに指定管理者として指定管理共同事業体を指定するものとする。
 - (5) 設計建設事業者は、設計施工一括契約履行終了後においても、前号において指定された指定管理者が、速やかに円滑な指定管理業務を遂行できるよう業務内容における引継ぎを行うものとする。
 - (6) 乙は、提示条件等に基づき指定管理者の構成員として維持管理業務及び目的事業等に係る運営プロマネを担当するものとし、運営事業者と相互連携し募集事業を円滑に推進するものとする。

（契約期間）

- 第4条 本契約は、契約締結日から指定管理期間が満了する日までを契約期間とする。ただし、本契約は、募集事業の実施に関する提示条件等に基づき甲との間で締結される設計施工一括契約、及び甲が行う指定管理者の指定において、議会の議決を得られなかった場合は無効とする。

（当事者の義務）

- 第5条 乙及び丙は、本事業が公共性を有することを十分理解し、相互理解を図り契約・協定等の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。
- 2 乙及び丙は、契約・協定等の締結のための協議にあたっては、提示条件等及び募集事業の募集手続きにおける三股町交流拠点施設整備事業 事業者選定審査会の指摘事項を尊重するものとする。
 - 3 甲は、本事業の目的及び理念等の実現のため、地域密着型官民連携による事業推進の観点に立ち、乙及び丙の事業実施に対する理解と協力を行うものとする。

（準備行為）

- 第6条 乙及び丙は、募集事業の実施に関し、甲との間で締結される契約・協定等について締結前であっても、自己の費用と責任において、募集事業のスケジュールを遵守するために必要な準備行為をなすことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で自己の費用でかかる準

備行為に協力するものとする。ただし、第 4 条ただし書きにより本契約が無効となった場合若しくは議案上程に係る事務処理の遅れが生じたことを要因とし、事業スケジュールが遅延した場合、リスク分担に合わせ、甲の責めに帰すべき内容であれば甲、乙であれば乙、丙であれば丙が負担するものとする。

（談合その他の不正行為等による解除）

第 7 条 乙及び丙を構成する全部又は一部の事業者（以下「丙の構成員等」という。）が、募集事業の募集手続きに関して第 1 号から第 5 号までのいずれかの事由に該当したとき、又は第 6 号に該当することが判明したときは、甲は、当該事由に該当する事業者が契約当事者か否かにかかわらず、本契約及び契約・協定等の全部又は一部を解除することができる。なお、本項に基づき本契約が解除された場合には、当該時点で締結済の契約・契約等は全て自動的に終了するものとする。

- (1) 乙及び丙の構成員等が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 2 項の事業者団体として、同法第 3 条又は第 8 条第 1 項の規定に違反したとして、乙及び丙の構成員等に対する同法第 7 条又は第 8 条の 2 の規定による排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）が確定したとき。
 - (2) 独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が同法第 63 条第 2 項の規定により取り消された時を含む。）。
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令（独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された時を含む。次号において同じ。）により、乙及び丙の構成員等につき、同法第 3 条又は同法第 8 条第 1 項の規定に違反する行為があったとされたとき。
 - (4) 確定した排除措置命令又は納付命令により、構成員等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該期間に募集事業の募集手続が行われたものであり、かつ、募集事業の募集手続が当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (5) 自ら又はその役員若しくは使用人その他の従業員について、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。
 - (6) 乙及び丙の構成員等のいずれかが、募集事業に関するか否かを問わず、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）及び三股町暴力団排除条例（平成 23 年条例第 18 号）に抵触することが判明したとき。
- 2 前項の規定による契約・協定等の解除により乙及び丙に損害が生じた場合でも、町はその損害を賠償する責任を負わないものとする。

（本契約の変更）

第 8 条 本契約の規定は、第 4 条に規定する期間中、甲、乙及び丙全ての当事者の書面による合意がなければ、変更することができないものとする。

- 2 前項の変更にかかる合意については、本契約の内容と甲、乙及び丙がそれぞれ締結する契約・協定等の内容に齟齬がある場合には、本契約の内容が優先するものとし取扱うこととする。

（契約の解除）

第 9 条 甲は、乙及び丙を構成する全部又は一部の事業者が、第 7 条の規定に定めるほか、以下の各号のいずれかに該当した場合においても、書面による通知をもって本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 本契約にかかる事項を遅延し、相当期間を定めて甲が催告しても履行しない場合
- (2) 構成員等において、破産、民事再生及び会社更生等の手続きが開始され、本契約の履行が困難となった場合
- (3) その他、提示条件等に抵触する行為により、本契約の履行を著しく困難にせしめたことが認

められる場合

第 2 章 事業の範囲及び内容

（設計プロマネ）

第 10 条 乙は、設計プロマネ契約締結後、提示条件等及び本契約に基づき、設計に関する協議の場として設計協議会を速やかに設置し、事務局として協議の円滑な進行と丙からの発展的な意見の融合を図るものし、丙は、これに協力するものとする。

（設計及び建設業務）

第 11 条 甲及び設計施工等共同企業体は、提示条件等及び本契約に基づく設計施工一括契約の可及的速やかな締結に向け、最大限の努力をするものとする。

- 2 設計施工等共同企業体は、応募資格審査書類様式 2－5 で取り交わした協定書に基づき、設計施工一括契約を締結するものとする。
- 3 設計施工等共同企業体は、設計施工一括契約締結後、乙及び運営事業者と連携を図り、提示条件等を遵守し業務を遂行するものとする。
- 4 甲は、提示条件等に添付されている設計施工一括契約書案の文言に関し、設計施工等共同企業体より説明を求められた場合、本事業の目的及び理念等並びに提示条件等に照らしてその範囲内において趣旨を明確化するものとする。
- 5 甲及び丙は、令和 7 年〇月中を目途として提示条件等に添付されている設計施工一括契約を締結するものとする。

（指定管理業務）

第 12 条 指定管理共同事業体は、本事業の目的及び理念等の実現のため、指定管理者としてそれぞれの業務に対する役割と責任を認識のうえ、別途締結する指定管理基本協定に基づき相互協力し一体的に業務を行うものとする。

- 2 運営事業者は、提示条件等及び本契約に基づき指定管理料の対象となる目的事業及び主催事業（以下「目的事業等」という。）を適正に整理のうえ、本事業の目的及び理念等の実現に向け柔軟な発想による創意工夫を凝らした事業展開を図るものとする。
- 3 乙は、運営事業者との連携及び情報共有を常に図り、セルフモニタリングの実施等による現場実態の把握及び現場へのフィードバックを実施し、運営プロマネとしての役割及び責任のもと、安定的かつ継続的な公共サービスの提供に努めるものとする。
- 4 乙は、甲から支払われる指定管理料について、指定管理業務における維持管理業務、運営プロマネ及び目的事業等に係るそれぞれの経費を明確に区分し、適正な経理による執行管理を行うものとする。ただし、乙は、指定管理料のうち目的事業等における事業実施業務に係る経費については、運営事業者を支払うものとし、運営事業者の責任により当該経費の執行管理を行うものとする。
- 5 運営事業者は、複数の事業者で目的事業等を実施する場合において、統括事業者を置くものとし、統括事業者は、運営事業者間における業務調整を図り、初年度は本協定締結後甲が指定する日までに、次年度以降は指定管理協定で定める事業年度が開始する 30 日前までに翌年度の運営業務計画書を作成するものとする。その際、事業内容ごとに責任の所在、役割分担及び損益に対する取扱いを明確にし、乙を介し甲に提出するものとする。

（目的事業等に係る収入）

第 13 条 運営事業者が指定管理者として実施する目的事業等に伴う参加者負担金は、運営事業者の収入とする。ただし、指定管理基本協定に抵触せず、施設の利用を妨げない範囲において、乙又は運営事業者が自ら企画し実施する自主事業にかかる参加者負担金、飲食物販等の売上又はテナント料等その他の収入は、当該自主事業に係る費用負担及び責任を負うものの収入とする。

（維持管理業務）

第 14 条 乙は、本事業の目的及び理念並びに提示条件等を遵守し、指定管理者として低廉かつ効率的な維持コストに努め、本公共施設の維持管理業務の責務を果たすものとする。

- 2 乙は、維持管理業務の実施にあたり、本公共施設が町民にとって身近で大切な場となることを目指し、町民が広く参加できる機会を設けるものとする。

（本公共施設及び設備の利用）

第 15 条 本公共施設の開場時間は、午前 9 時から午後 10 時までとし、閉鎖日は、12 月 29 日から 1 月 3 日までとする。ただし、甲又は乙は、本公共施設の管理運営に関し、開場時間及び閉鎖日を必要に応じ変更することができる。

- 2 本公共施設及び設備の利用にかかる利用料金（以下「利用料金等」という。）は、指定管理者のうち乙の収入とし、運営事業者が行う目的事業等の経費には充てることができないものとする。なお、運営事業者が実施する目的事業等及び自主事業について、本公共施設及び設備を使用する場合は、本事業の目的及び理念並びに提示条件等に照らし利用料を徴収しない。

（事業実績等の報告）

第 16 条 乙は、毎事業年度終了後、運営プロマネ、維持管理業務及び目的事業等に係る全業務内容の実績及び収支等にかかる事業収支報告書を指定管理基本協定の規定に基づき作成し、翌年度 4 月末までに甲に提出するものとする。

- 2 乙は、前項の事業収支報告書作成においては、それぞれの業務内容に応じた実績及び収支等の内訳を明確にするものとする。なお、甲は、事業年度途中において、指定管理基本協定に基づき、必要に応じて指定管理業務にかかるそれぞれの業務の進捗及び収支状況について報告を求めることができるものとする。
- 3 乙は、前項により 1 年間の決算を作成する中で、指定管理業務以外で生じた利益又は損失について、指定管理基本協定に基づき、運営事業者の統括事業者と協議のうえ処理するものとし、その結果について甲に報告するものとする。

（民間収益事業）

第 17 条 独立採算制による民間収益事業の拠点となる商業交流施設の整備については、本事業の目的及び理念並びに提示条件等に基づき、本公共施設と一体的土地利用による相乗効果が生み出されることが期待されることを踏まえ、事業者は、自己責任のもと事業の継続性及び実現性を十分検討のうえ、乙及び丙と連携協力を図るものとする。

- 2 商業交流施設の整備の時期に関しては、本事業の目的及び理念並びに提示条件等を踏まえ、本公共施設の安定的かつ円滑な実施に影響を及ぼさないことを前提に、町と協議のうえ事業者自らの責任において実施することができる。

（商業交流施設用地）

第 18 条 甲は、商業交流施設用地に貸付期間 15 年以上 30 年未満とする定期借地権を設定するものとし、建設工事及び撤去工事等の整備期間を含めるものとする。

- 2 貸付面積は、4,000 ㎡程度を上限とし、借地料については、商業交流施設の敷地面積にかかる金〇〇〇円/㎡とするが、設計建設事業者が実施する基本設計業務の完了以降、甲において借地料を決定するものとする。

（記録及び報告）

第 19 条 乙及び丙は、それぞれの業務に関する協議内容について記録を作成し、年度完了後 5 年間保管するものとし、甲から記録の提出等にかかる要請があった場合には、遅滞なく協力するものとする。

第 3 章 対価の支払い

（契約金額）

第 20 条 本契約における契約金額は、それぞれの業務内容に応じ契約・協定等を別途締結することから、上限額を設定するものとし、その金額については金 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。なお、この上限額の業務別内訳については、設計及び建設業務金 円及び指定管理業務金 円とし、それぞれの上限額を超えることはできないものとする。

（支払条件及び方法）

第 21 条 前条の対価は、それぞれの業務に応じ締結される契約・協定等に基づき支払われるものとし、具体的な支払時期、金額及び手続き等については、それぞれの契約・協定等に定めるものとする。

（対価の変更）

第 22 条 契約金額の変更については、以下の各号のいずれかに該当する場合に、甲と協議のうえ変更することができる。ただし、本契約のそれぞれの業務にかかる上限額を超えることはできないものとする。

- (1) 設計内容の重大な変更があった場合
- (2) 建設工事の内容に重大な変更があった場合
- (3) 物価の著しい変動があった場合
- (4) 管理運営に関して著しく変更があった場合
- (5) その他、契約内容の変更により契約金額の変更が合理的と認められる場合

第 4 章 責任及び保証

（権利義務の譲渡禁止）

第 23 条 甲、乙及び丙は、本契約に基づく自己の権利または義務の全部または一部を、相手方及び他の当事者の書面による事前の同意を得ることなく、第三者に譲渡し、承継させ、または担保に供してはならない。

（損害賠償）

第 24 条 甲が契約・協定等におけるいずれかの規定に違反し、これにより乙及び丙の構成員等に損害を与えた場合、甲は、当該事業者に対し、その損害を賠償しなければならない。

2 乙が設計プロマネ契約のいずれかの規定に違反し、これにより甲又は丙の構成員等に損害を与えた場合又は違約金支払義務を負った場合、乙は、甲又は丙の構成員等に対し、その損害を賠償し又は違約金を支払わなければならない。

3 丙の構成員等が、契約・協定等のいずれかの規定に違反し、これにより甲又は乙に損害を与えた場合又は違約金支払義務を負った場合、丙の構成員等は、甲又は乙に対し連帯して、その損害を賠償し又は違約金を支払わなければならない。ただし、連帯する範囲については、それぞれの業務により締結する契約・協定等によるものとする。

4 前各項における賠償の範囲は、通常生ずべき損害に限るものとする。

5 第 2 項及び第 3 項により損害賠償義務又は違約金支払義務が発生した場合、乙及び丙は、甲との書面による承諾を得た場合を除き、当該債務が全て履行されるまで、債務の履行に伴う代位によって取得した権利を行使することができない。

（有効期間）

第 25 条 本契約における規定内容の有効期間は、第 4 条で規定する契約期間中とし、当該期間内において当事者を法的に拘束するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、本契約の終了時において、既に発生していた義務若しくは責任、又は本契約の終了前の作為又は不作為に基づく本契約の終了後に発生した本契約に基づく義務若しくは責任は、本契約の終了によっても免除されないものとする。
- 3 第1項及び第2項の規定に関わらず、本契約の終了後も第7条、第26条、第30条から第31条までの規定は有効に存在し、当事者を法的に拘束し続けるものとする。

（秘密保持）

- 第26条 甲、乙及び丙は、本契約に関連して知り得た関係者の個人情報を含む秘密情報（以下「秘密情報等」という。）の取扱いについて、関係法令に従うほか、甲が定める諸規定を遵守のうえ、善良なる管理者の注意義務により適正に管理し、本契約の履行及び募集事業の遂行以外で同情報を使用してはならない。
- 2 前項における秘密情報等に関し、甲、乙及び丙は、募集事業に関する情報の開示請求を受けた相手方（以下「情報開示者」という。）と事前の書面等による同意を得ることなく、第三者に開示または漏えいしてはならない。ただし、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第76条及び三股町個人情報保護法施行条例（平成4年条例第44号）により開示請求があった場合には、情報開示者に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報等を開示することができるものとする。ただし、情報開示者に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障をきたす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

（著作権等）

- 第27条 乙及び丙から提出された提案書にかかる著作権については、本契約締結後からそれぞれの契約・協定等を締結までの期間、乙及び丙に帰属するものとする。ただし、甲は、本契約の履行に支障が生じない範囲内において、乙及び丙に対する事前通知を行ったうえで、募集事業の進捗状況及び事業内容の周知を目的として、当該提案書が無償にて使用することができる。
- 2 前項に規定する期間中において発生する特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を使用した結果生じた責任は、乙及び丙が負うものとする。

第5章 その他

（不可抗力）

- 第28条 不可抗力により本契約の全部又は一部の履行が遅延し、又は不能となった場合、甲、乙及び丙は、その影響について速やかに協議し、必要な措置を講じるものとする。

（協議）

- 第29条 本契約に定めのない事項及び本契約の内容に疑義が生じた場合は、その都度、甲、乙及び丙は、誠意をもって協議を行い書面にて解決を図るものとする。

（仲裁・裁判）

- 第30条 本契約に関し当事者間における紛争が生じた場合は、宮崎地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

（準拠法及び解釈）

- 第31条 本契約は、日本国の法令に準拠するものとし、日本国の法令に従って解釈される。

本契約の成立を証するため、本書____通を作成し、各自当事者記名押印のうえ各自その 1 通を保有する。

令和 7 年 ____ 月 ____ 日

（甲・三股町）

宮崎県北諸県郡三股町五本松 1 番地 1

三股町

三股町長 木佐貫 辰生 印

（乙・まちづくり合同会社みまた）

宮崎県北諸県郡三股町五本松 10 番地 6

まちづくり合同会社みまた

社長 廣瀬 吉弘 印

（丙・代表事業者）

[所在地]

[商号又は名称]

[代表者氏名] 印

（丙・設計及び工事監理担当構成事業者）

[所在地]

[商号又は名称]

[代表者氏名] 印

（丙・建設担当構成事業者）

[所在地]

[商号又は名称]

[代表者氏名] 印

（丙・運営担当構成事業者）

[所在地]

[商号又は名称]

[代表者氏名] 印

（丙・商業交流施設（民間収益事業）を実施する構成事業者）

[所在地]

[商号又は名称]

[代表者氏名] 印

※受注者については、適宜追加し本契約にかかる当事者全ての記名押印を要する。

反社会的勢力排除に関する特約条項

（総則）

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「契約」という。）と一体をなす。

（属性要件に基づく契約解除）

第2条 甲（この契約の発注者である三股町をいう。）は、乙（この契約を受注する相手方をいう。相手方が法人である場合には、役員及び経営に実質的に関与している者を含む。）が以下の各号に該当する者（以下「反社会的勢力」という。）であることが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- (4) 暴力団準構成員
- (5) 暴力団関係企業
- (6) 総会屋等
- (7) 社会運動等標ぼうゴロ
- (8) 特殊知能暴力集団
- (9) その他前各号に準ずる者

2 甲は、乙が反社会的勢力と以下の項目に一つでも該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき。
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき。
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。
- (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（行為要件に基づく契約解除）

第3条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して以下の項目に一つでも該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を棄損し、又は本業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第4条 乙は、乙又は乙の下請若しくは再委託先業者が第2条に該当しないことを確約し、将来も同条若しくは第3条各号に該当しないことを確約する。

2 乙は、その下請又は再委託先業者が前項に該当することが判明した場合には、直ちに 契約を解除し、又は契約解除のための措置を講じなければならない。

3 乙が、前各項の規定に反した場合には、甲は本契約を解除することができる。

（報告義務）

第5条 乙は、乙又は乙の下請若しくは再委託先業者が、反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請若しくは再委託先業者をしてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で、速やかに不当介入の事実を甲に報告し、甲の捜査機関への通報及び甲への報告に必要な協力を行うものとする。

2 乙が前項の規定に違反した場合、甲は何らの催告を要せずに、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第 6 条 甲は、第 2 条、第 3 条及び第 4 条第 3 項並びに前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合には、乙に損害が生じても何らこれを賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第 2 条、第 3 条及び第 4 条第 3 項並びに前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。